

## 綾瀬市地域活動支援センター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市地域生活支援事業実施要綱(平成18年10月1日施行)に規定する地域活動支援センター事業(以下「事業」という。)に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の実施)

第2条 事業は、社会福祉法人、医療法人又は特定非営利活動法人等に委託又は補助し実施することができるものとする。

### (事業の内容)

第3条 事業は、創作活動や生産活動の機会の提供を行うほか、神奈川県で定める市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領(障害者地域活動支援センター事業分)(平成31年4月1日施行)第4条及び第5条に規定する事業を実施できるものとする。

### (事業の運営基準)

第4条 事業の運営基準である実利用人員及び職員配置については別表のとおりとする。

### (対象者)

第5条 事業の対象者は、市内に住所を有する障害児者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は利用できるものとする。

### (利用方法)

第6条 事業を利用しようとする者は、地域活動支援センター事業の実施者又は運営受託事業者(以下「受託事業者」という。)と利用に関する契約を行うものとする。

### (状況報告)

第7条 受託事業者は、契約登録状況及び利用状況を毎月市長に報告するものとする。

### (関係機関との連携)

第8条 市長は、関係機関との関係を密にするとともに、受託事業者との連絡調整を十分行い、事業を円滑に実施するものとする。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に

定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

類 型	実利用人員	職員配置
型	一日当たりの実利用人数が概ね20人以上	施設長1人、その他指導員2人以上を配置し、うち2人以上を常勤とする。また、専門職員（精神保健福祉士等）を1人以上配置する。
型	一日当たりの実利用人数が概ね15人以上	施設長1人、その他指導員2人以上を配置し、うち1人以上を常勤とする。
型	一日当たりの実利用人数が概ね10人以上	施設長1人、その他指導員1人以上を配置し、うち1人以上を常勤とする。